

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、自殺予防対策の取組状況や、東日本大震災に対応した自殺予防対策の課題などについて調査し、「自殺総合対策大綱」（平成19年6月8日閣議決定）の見直しなど関係施策の推進に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（24）、政令指定都市（6）、市区町（17）、独立行政法人（3）民間団体等（52）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

4 実施時期

平成23年5月～24年6月